

第180回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和4年12月21日 午前10時00分から

会場 市役所3階 第1会議室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代  
委員 中川 律 委員 中村 英示

事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係主査 田口 陽平  
文書法制課文書法制係主任 冷水 英介

説明者 教育指導支援課課長補佐 山本 淳 教育指導支援課教職員係主事 中寫 絢  
政策経営課財政係主査 早田 大亮 政策経営課財政係主事 岡田 昂訓

【石居会長】 それでは定刻となりましたので、第180回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を開催したいと思います。本日もお忙しい中、ありがとうございます。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【石居会長】 ありがとうございます。

資料は、皆様おそろいでしょうか。

それでは早速ですが、審議に入りたいと思います。

今、事務局からお知らせいただいたとおり、報告事項が先ということになりますので、次第に沿ってですが、まず、2の報告事項から行きたいと思います。

2の1、寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成を委託することについての報告ということで、お願いいたします。

(説明者入室)

【石居会長】 改めまして、報告事項の1、寄附税額控除に係る申告特例通知書作成を委託することについてということで、担当課から自己紹介の上で、御報告をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【政策経営課財政係主事】 (自己紹介)

では、報告に入らせていただきます。今年の8月に諮問をさせていただきましたこの件につきまして、追加で御報告させていただきたいことがございまして、その旨報告させていただければと思います。よろしく申し上げます。

諮問させていただいた事項につきましては、寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成の業務委託の実施に伴う電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成についてということで、答申については別紙で添付させていただいておりますとおりでございます。これについては、9月29日に報告をさせていただいております。

今回報告させていただきたい事項につきましては、この上記諮問において、寄附金税額控除に係る申告特例申請、いわゆるワンストップ特例申請というところを、紙で申請いただく形で想定していたのですが、こちらの申請について、オンラインでも行っていただけるように環境整備をしていきたいと考えておりますため、こちらの導入について報告させていただければというところでございます。

それでは2番、ワンストップ特例申請をオンラインで行うことについて御説明させていただきます。

ワンストップ特例申請書の概要ですが、下表の個人情報及び提出日や提出先を記載し、申告特例の適用に関する事項についてチェックをした上で、マイナンバーカードの写しなど個人情報確認書類を添付して、寄附をした次年度1月10日までに寄附先の団体に提出することで、税額控除を受けられるようになるというものでございます。こちらは、本件の導入に伴って情報を電送いただくことになります。

次のページに進んでいただきまして、電送を行うことのできる法的根拠なのですが、少し細かく書いてしまったのですが、地方税法で署名が必要ということではあるのですが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条8項における「申請等」に該当するため、オンライン申請に代えることができます。オンライン申請では、入力した事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信する必要があるため、申請事項に個人番号を含む場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条により、署名用電子証明書を使用する方法に限定されます。この署名用電子証明書は、公的個人認証サービスにより得られる証明を指し、NTTデータのサービスBizPICOを利用することになります。

また、券面事項入力補助APを利用し、番号法施行規則第3条1項に規定される、機構により電子証明が行われた、当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報も併せて取得することで、番号確認が実施でき、オンラインにて本人確認の措置が完了するものでございます。

今回、追加で報告させていただく理由というところですが、先だって諮問にかけさせていただいた内容においては、ワンストップ特例申請書と添付資料を従来どおり紙で頂くことを想定しておりましたが、同申請書を寄附者より電送いただけるよう環境整備を行うことを検討しておりまして、それに伴って、下図のような流れで個人情報を収集することになることから、追加で報告を行うものでございます。

図1ですが、諮問のときにも添付させていただいた図と同様でございます。今回、ワンストップ代行処理概要というところの③、ワンストップ申請書(紙 or Web)と書いてあるところですが、こちらは寄附者から御提出いただく部分を指しておりまして、紙orウェブだったところが、紙とウェブ両方使えるようになるというものでございます。

それでは3ページに進みまして、アプリを用いた申請の流れでございます。

今回、こちらのオンライン申請の環境を整えるのに、アプリの導入を考えております。寄附者に、オンライン申請アプリ「IAM」を、スマートフォンにダウンロードいただきまして、ふるさと納税した後に送付されるワンストップ特例申請書に記載のQRコードを読み込んで、自身の情報を取得、マイナンバーカードにかざしてICチップから読み取った署名用電子証明書、券面事項入力補助の暗証番号を入力し、公的個人認証へと進み、問題なく確認がされれば申請が完了という形になります。

続けて、導入予定アプリケーション等の概要です。

前述したオンライン申請アプリであるIAMを、新規で利用することになります。これは、当市が既に導入している寄附管理システムを管理運営している、シフトプラス株式会社にて開発されたアプリでございます。当該アプリにおいて、公的個人認証を行う際に、株式会社NTTデータ提供のBizPICOというサービスを利用することになります。IAMにつきましては、NTTコミュニケーションズ、NTTデータと協業、連携し、シフトプラス社において開発された、マイナンバーカードの公的個人認証の本人確認アプリとなります。寄附者は、IAMをスマートフォンにダウンロードし、IAMよりワンストップ特例申請を完了することができます。

BizPICOにつきましては、NTTデータが提供するサービスでございます、公的個人認証サービスにおける総務大臣認定を受け、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用した本人確認ソリューションでございます。当市とNTTデータが契約するものではなく、IAMのほうのサービスを活用して本人確認を行うものになります。

図2は、申請に係るアプリケーション等の情報連携図ということでございまして、寄附者がシフトプラスの作っているIAMをダウンロードして、こちらでNTTデータのBizPICOによって公的個人認証サービスと連携されまして、最終的に提出が完了するというような形になっております。

それでは4ページに進みまして、リスク管理について御説明させていただきます。

本件業務におけるIAMの位置づけなのですが、ワンストップ特例申請に当たって当該アプリより申請を行うことができるようになるため、当市は当該アプリを経由した個人情報を取得することになります。ただし、当該アプリは個人情報の集積は行いません、既に当市が導入しているシステムであるmotionE、特例通知書作成支援システムのほうに集積される形になります。つまり、本件は寄附者側の申請の方法が、紙の郵送のみからIAMからの提出というものを追加するものでございまして、システム等に新たな個人情報を集積するといったものではございません。

(セキュリティに係る説明)

BizPICOにつきましては、公的個人認証におけるプラットフォーム事業者として総務大臣認定を取得しておりまして、客観的に安全性は高いものと考えております。

続けて、責任の所在でございますが、こちらの諮問にかけさせていただいたときと内容はほとんど変わっておりません。自治体としましては、レッドホース社またはシフトプラス社の故意もしくは過失により、第三者に与えた全ての損害を賠償する責任を負う。ただし、賠償及び補償に対応した場合には求償を求めることができます。

レッドホース社につきましては、本件業務全体を委託しておりますので、業務遂行以外の目的で個人情報を利用、第三者に開示、漏えい等したことが判明した場合、または不正アクセス、紛失、漏えい等の事故が発生した場合、その責めを負うこととなります。

シフトプラス会社につきましては、同様のことなのですけれども、アプリの保守等に関する業務が、今回追加されるような形になるかと思えます。

それでは5ページでございます。今回導入することの公益性についてというところなのですが、昨今、自治体行政においてもデジタル化の推進が図られているところでございます、ワンストップ特例については、給与所得者を基本的に対象としているため、ほとんどが現役世代であり、デジタル化の促進を強く望まれているところではないかと感じているところでございます。また、本件のようなオンライン申請を導入している自治体は、現時点でそれほど多くはなく、他自治体より簡易的な手続で控除を受けられるのであれば、差別化を図ることができ、寄附額の増大へとつながっていくことも期待できるかなと考えております。

本件を導入する際に発生する費用については、令和5年1月中までに導入の意向を示せば無償で対応いただけると、事業者様からはお伝えいただいております。以降に導入する場合は、30万円程度費用が発生するという事です。また、委託費用については、紙だと1件250円プラス税のところ、オンラインについては200円プラス税ということで、市の財政的なメリットもあるかなというふうに考えております。

以上のことから、本件を導入することの公益性は高いと考えております。

報告は以上になります。よろしくお願ひいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

【関口委員】 私のほうから2点ほど、システムのところで。御報告ということなので確認までなのですけれども、最近こういう、いろんなサービスとシステムの連携は今後も増えてくると思うので、難しいなと思うのですけれど。

1点は、リスク分析を4ページでしていただいていると思うのですけれども、このIAMのところは、アプリから申請するだけなので不正に持ち出されるリスクがないと、難しいという判断をされていますが、このIAMを提供するSmartDataPlatform、こちらは、データを入力して送信するので、ここには一切、一定期間トラブルとかを想定して、その入力した情報の保持はしないというのは、確認いただいていますか。この中継のところも実は結構トラブルで、通信のトラブルだったり送付のトラブルのために、何か一定期間入力したデータは保存しておきますみたいなことをしていることが結構あって。そうすると、データの保存場所が1か所、中継とはいえ増えるというリスクになるので、そこも考慮いただいてこういうリスク分析ということであれば、よろしいかなと思うのですけれど。確認してないのであれば、多分、そのIAMというアプリと、motiONEとかLedgHOME、もともと諮問にかけていただいたところに直接送るのは、システム連携として考えにくいので、中継にデータが残っていないかは、御確認いただいたほうが良いと思います。

【政策経営課財政係主事】 はい。承知いたしました。

【関口委員】 今の点は、御確認いただいて、サービスとしては恐らく問題ないと思うので、適切に管理されればよろしいかと思うのですけれど。

もう1点は、以前御説明いただいたときは紙の申請だったので、システム入力後の申請書とか紙は国立市で保存、保管されるというお話をされたかと思うのですけれど、このウェブで申請した場合の申請データというのは、何か紙みたいな形で国立市に戻ってくるのか、何らかの形で国立市で保存、管理されるのか。そこって決められていますか。

【政策経営課財政係主事】 基本的にはデータで保管されるのみになりますので、紙に出力していただくということにはならないかと思います。

【関口委員】 ならず、国立市でも管理しないので、国立市の職員の皆さんは、LedgHOMEなり、motiONEなりに問い合わせないと分からないということになると。

【政策経営課財政係主事】 そうです。こちらもmotiONEは確認できるようになっておりますので、蓄積されたデータは随時こちらでも確認できる。

【関口委員】 サイト上で確認する。

【政策経営課財政係主事】 そうですね。

【関口委員】 はい。承知しました。それで一応、全量が分かるということになっているのですね。

【政策経営課財政係主事】 そうですね。

【関口委員】 はい。承知しました。

確認は以上です。

【政策経営課財政係主事】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。

【中川委員】 大丈夫です。

【石居会長】 よろしいでしょうか。

では、そうしましたら、今言った1点目のほうですね、中間にデータが残るかどうかの確認はぜひしていただきたいと思えますけれども、御報告承りましたので、ぜひお進めいただければと思います。

【政策経営課財政係主事】 ありがとうございます。

【石居会長】 以上です。ありがとうございました。

(説明者退室)

それでは続きまして、報告事項の2に移ります。

個人情報取扱業務登録(変更)の報告についてということで、よろしくお願いいいたします。

【事務局】 それでは、資料3-1からとなります。個人情報取扱業務登録は2件でございます。

まず、3-1を御覧ください。市長室、福祉総務課の女性相談支援業務でございます。売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律、人身取引対策行動計画等に基づく、生活全般の相談・支援、及び夜間・休日女性相談を行うために、必要な個人情報を収集するための新規の登録でございまして、個人情報の基本項目等は記載のとおりでございます。

なお、備考欄にも記載されておりますが、平成29年7月の組織改正で子育て支援課の所掌業務から市長室に移った際、手続が漏れていたため、今回提出させていただいたものになります。

3-2を御覧ください。こちらは子育て支援課のひとり親・女性相談業務でございます。備考欄にもございますが、当初登録では、業務の内容にひとり親家庭等夜間相談と夜間・休日女性相談が含まれておりましたが、先ほどの3-1の女性相談支援業務でお伝えいたしましたとおり、業務の所掌が市長室に移った関係で、削除したものとなります。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

【関口委員】 少し細かいのですが、個人情報の記録方法が、2件どちらも文書とシステムとなっていて、処分方法が溶解・裁断となっているのですが、裏面ですね。溶解・裁断って多分文書の処分方法だと思うのですが、システムはきちんとデータ消去なりの確認が必要かなと思いますので、記載だけだと思いますが、御注意いただければと思います。

【事務局】 はい、承知いたしました。消去は漏れておりましたので、そこは追加させていただければと思います。御指摘ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。

よろしいですかね。

では、そうしましたら続いて報告事項の3、個人情報目的外利用等届出の報告についてということで、よろしくお願います。

【事務局】 それでは、資料4-1からになります。目的、理由、目的外利用等をする期間及び提供先は記載のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

まず、4-1は、市長室の女性相談・支援業務でございます。本人の同意に基づき、住民台帳登録外で避難しているDV等被害者の情報を提供する、目的外利用でございます。

続きまして、4-2と4-3の2件でございますが、いずれも課税課のものでございます。

まず、4-2は、市都民税の課税業務で、法令の規定に基づき、対象者の所得状況等について回答

する外部提供でございます。

4-3は、軽自動車税課税等でございます。こちらは、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、立川警察署に対し、原動機付自転車に係る所有者情報について提供したものでございます。照会目的でございますが、当該車両は、以前に盗難被害に遭っている車両とのことでして、当該車両に備え付けられていたと思われるナンバープレートの発見に至ったため、被害者に対して連絡するために個人情報が必要ということでもございました。

続きまして、4-4と4-5でございますが、いずれも子育て支援課のものでございます。

まず、4-4は、児童手当等で、本人同意に基づき、児童手当等の受給内容及び支給月額等について回答する目的外利用でございます。

4-5は、子ども家庭支援センターの要保護児童等に関する相談業務でございます。総合オンブズマンより情報提供の依頼を受け、子ども家庭支援センターにおける当該要保護児童のこれまでの関わりや世帯状況について、情報提供を行う外部提供でございます。こちらは、本人同意や法令の規定に基づかないものになりますので、国立市総合オンブズマンが調査を実施するに当たり、相談、申立てに係る個人情報の目的外利用等を行うこと及び目的外利用等について本人通知しないことにつきまして、審議会に諮問させていただき、答申を得ているものでございます。

以上でございます。簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

【石居会長】 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

【中川委員】 4-3の刑事訴訟法第197条の原動機付自転車の所有者情報の外部提供ということですが、実質的には内容をよく確認いただいて御対応いただいていると思うのですが、1点、この理由のところに記載されている文言で、「照会を受けたが、同条同項に基づく回答については守秘義務が解除されると解釈されることから、外部提供する」というふうなことが書かれているのですが、これは、厳密には、197条2項による照会については、全ての事項について守秘義務が解除されるということにはならないと思いますので、こうした形式的な理由ではなくて、自主的に判断していただくような形で運用いただくように、改めてお願いできればと思います。

仮にこうした文章が引き継がれてしまいますと、非常に形式化されてしまいますので、この文章の内容も直していただいたほうがいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。弁護士法に基づく照会等について、最高裁判例でも、漫然と情報提供した場合には損害賠償義務が発生するというようなことになっておりますので、自主的な判断が必要だということを御確認いただければというふうに思います。

【事務局】 承知いたしました。ありがとうございました。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、4-3の対応だけ、よろしく願いいたします。

【事務局】 はい。承知いたしました。ありがとうございました。

【石居会長】 では、報告事項は以上でよろしいですか。

【事務局】 はい。

【石居会長】 それでは、諮問事項の1に行きたいと思います。

(説明者入室)

【石居会長】 国立市個人情報保護条例第11条及び第12条第1項ただし書の規定に基づく諮問ということで、学校と保護者との連絡システムの導入に伴い、システム上に登録用の個人情報ファイルを作成することについて、及び児童・生徒に係る情報を、システムを介してその保護者に提供することについての諮問ということになるかと思えます。

では、まず自己紹介から、お願いできればと思います。

【教育指導支援課課長補佐】 (自己紹介)

【教育指導支援課教職員係主事】 (自己紹介)

【石居会長】 では、資料に基づいて御説明をお願いいたします。

【教育指導支援課課長補佐】 かしこまりました。私のほうから概要を説明させていただきます。

今回導入をします、学校と保護者の連絡システム「すぐーる」というものになっております。現在、学校から保護者へのメール配信というものにつきましては市長部局の、政策経営部市長室のほうで使っております「すぐメール」という一斉配信メールを活用して、テキスト形式で、学校からのお知らせとか不審者情報等を、登録している保護者に通知しているということになっております。

しかしながら、現状のメール配信システムの場合ですと、学校から保護者への一方向での配信という形、また一斉での配信に限られておりますので、保護者からの連絡受信とか、クラス単位での配信というのが、なかなか難しい状況になっております。また、それに加えて、今申し上げました「すぐメール」、市長室のほうで契約しておりますメールのほうは、今年度の3月末をもって終了という形になっておりますので、このメールに関するシステムを改める必要がございました。

そこで今回、私どものほうで「すぐーる」という、「すぐメール」と同じ会社のシステムになるのですけれども、その教育委員会というか教育現場に特化したような連絡システム、そちらを導入するという形で考えております。

内容といたしましては、システム概要のところには当たりますけれども、この下の表にありますように、今まで1のお便りの配信とかそういったものはテキスト形式で送っていたものを、今後はこういった形の学校で作っている学校だよりとかそういったものを、紙ではなくてPDFで送信ができるような形になります。

また、2番ですけれども、アンケートを行う機能ができておりまして、学校から意見を聴取する際に、このシステムのアンケート機能を使って保護者の方からの意見を聴取できるという形の機能も、このシステムは持っております。

一番大きいのが、3番の欠席・遅刻連絡という形になっておりまして、既存の現状としては、保護者から毎朝、子供の欠席連絡というのは電話で、学校が受け付けているという状況になっておりまして、当然、欠席の児童・生徒が多くなりますと、8時の学校が始業する前頃には、電話が鳴りっ放しということもあったり、またつながらないといった状況がございました。さらに保護者の連絡帳というのですか、実際に欠席しますというような連絡をする手紙につきましては、近所の子供に預けて持って行っていただくというような、すごく原始的なやり方を今しております。

今回この導入するシステムになりますと、実際に欠席する児童・生徒の保護者がこのシステムを使って学校へ連絡できるという形になりますので、保護者の利便性ということもありますし、教員の負担も大きく軽減されるという形になっております。

また、4番、この「すぐーる」というシステムの中には健康連絡帳というシステムがございまして、これは新型コロナの関係ではありますが、子どもの体温とかそういったところが気になって、現状とし

ては、子どもたちが来てから、親に書いていただいた健康管理カードとか、そういったもので確認をしていた体温とかそういうものを、システム上で管理できる。保護者から、今朝測った体温を入力していただいて、それを学校のほうで把握できるという形になっております。

さらに5番の日程調整機能ですが、保護者面談といった場合、今までは紙を配って日程調整をして、かなり往復のやり取りをしながら日程を調整していたところですが、このシステムの中には保護者面談の候補日を設定して、丸やバツなりをつけていただいて、システム上で調整ができるような形になっております。その点につきましても大幅に負担を軽減できるかなというふうに考えております。

また、最後ですが、既読確認・再通知ということで、今まで手紙など学校から保護者宛てに送っていたものを、確実に読んでいるかどうかということも確認できるという形になりますので、未読の方に関してはさらに改めて、読んでくださいというような御案内もできる形になる。こういうシステムになっております。

2ページになります。システム利用人数としては、おおむねこの程度の範囲で考えております。市立の小中学校全てで適用という形に考えておりますので、この程度の人数かというふうに考えております。

4番の諮問の範囲につきましては、この学校と保護者の連絡システムをまず利用するに当たって、児童・生徒の情報を登録していただく必要がございますので、その件に関して個人情報のファイルを作成するという形になっております。

また、先ほど申し上げたとおり、今まで電話、手紙等でやり取りを行っていた情報を、本システムを利用してやり取りをするという形になりますので、こちらにつきましても改めてここで諮問をさせていただきますというふうに考えております。

5番の取り扱う個人情報につきましては、2ページから3ページにわたって書いております。氏名、学籍番号、学年、クラス、出席番号、また保護者の氏名、続柄、メールアドレス、続柄、システム利用中は出欠席、健康状態、アンケートの回答内容という形になっておりまして、ここに記載のとおり、このシステムを利用することによって、保護者また児童・生徒から改めて入手する個人情報はありませんので、既存でやっていたものをシステム化するという形になっておりますので、追加で何かこのシステム開始に当たって追加して登録するような情報は、今のところ想定はありません。

「なお」のところがございますけれども、ここに関連する形になるのですが、基本的に児童・生徒の情報につきましては、学年が上がることによって自動更新されるという形を想定しております。ただ、小学校につきましては、6年間は更新されますが、小学校から中学校への持ち上がりということは想定しておりません。当然学校も変わる予定もありますし、私立学校に行くという方も想定されますので、中学校につきましては改めて、申し訳ないですが、保護者の方に登録いただくということを想定しております。

卒業、転出につきましては、発生後1年間は、申し訳ございませんが、発信の記録を残すという形を想定して、1年間はデータ保持をさせていただいて、その後、当該データは削除するという形を考えております。当然のことながら、この契約、システムを使わないということになりましたら、データは完全消去していただいて、その完全消去したということにつきましては、作業完了報告書等で確認をさせていただくということになっております。

(セキュリティに係る説明)

また、「すぐー」を作っているバイザー株式会社につきましては、プライバシーマークやI SMS

情報セキュリティ認証、それぞれ認証を取得しております。また、クラウドサービスに対応した情報セキュリティ管理を行って、個人情報の秘密性、完全性、可用性を保持しながら、管理保管をしていただいているという状況です。

また、「すぐーる」につきましては、IPAが公開している「安全なウェブサイトの作り方」に記載されている内容に準拠した、適切なセキュリティ対策を実施しているということ、こちらも仕様書上でうたっております、それを履行していただいているという形になっております。

次の4ページにつきましては、システムの流れ、個人情報の流れにつきまして、図で説明しております。

データへのアクセス権限につきましては以下のとおりになっておりまして、教育委員会につきましては全体的なエリアの管理者という形で、各学校の施設管理者のアカウントの追加、変更、削除等を行っております。また、児童・生徒情報の情報登録につきましては、原則的には学校で行っていただく、施設管理者のほうで行っていただきますが、初期の設定であったりとか、特例的、例外的に何か必要があるということになれば、こちら教育委員会のほうで、エリア管理者として登録、変更、削除をするという予定になっております。

以下は、学校の施設管理者と学校配信者、また保護者に関してのデータアクセス権限を載せております。

次、5ページ目に行きまして、想定されるリスクと対応措置につきましても、こういった形で情報を載せております。(セキュリティに係る説明)

最後のページ、6ページになりますが、責任の所在につきましては、私ども自治体につきましては、データ登録の編集やシステム利用に関して、個人情報が第三者に開示、漏えい等した際には責任を負うという形になっております。

また、バイザーにつきましては、データの保管やシステム運用に際して個人情報が第三者に開示、漏えいしたことが判明した場合、責任を負うという形になります。

利用者につきましては、以下のとおりの形になっておりまして、当然のことながら自治体、バイザーとも業務遂行以外の目的でこの情報を利用した場合、また不正アクセス等した場合には、それぞれ責任を負うという形で、責任の所在を明確にしております。

以下、「すぐーる」の御紹介資料等を添付しておりますので、御覧いただければと思っております。

私からの説明は以上とさせていただきます。

**【石居会長】** ありがとうございます。

では御質問、御意見等お願いできればと思います。いかがでしょうか。

**【関口委員】** まず私のほうから、確認、質問させていただきます。

2点ほどあるのですけれども、1点目は、今回新たに導入する「すぐーる」は、現在利用中の「すぐメール」と同じ開発会社であるというお話がありましたが、「すぐメール」を使っている方の現在のアカウントとか、利用者を「すぐーる」に移行するとかという予定はありますか。全員、新規登録ですか。

**【教育指導支援課課長補佐】** そうです。移行ということは考えておりません。改めて、再度新規登録をさせていただくことになります。

**【関口委員】** なるほど。では、「すぐメール」のほうに登録されている情報も、1年間保持した後、破棄という形ですか。

【教育指導支援課課長補佐】 「すぐメール」につきましては、私どもの関知ではなくて、市長室のほうで契約して管理しておりますので、そこまで深くは関知しておりません。ごめんなさい。

【関口委員】 諮問としては、多分使わなくなったシステムのデータ破棄も非常に重要ですので、ぜひ連携して、確認していただきたいと思います。

【教育指導支援課課長補佐】 かしこまりました。

【関口委員】 それで、「すぐーる」のほうは1年間保持ということで。

【教育指導支援課課長補佐】 そうですね、はい。

【関口委員】 ありがとうございます。1点目は以上です。

2点目は、2ページに書いてあるシステム利用人数というところを書いてある種類と、4ページに書いているデータのアクセス権限というところで、どういう方が利用されて、どういう権限かというか少しまいち、ひもづかなくて分からないのですけど。なので、この辺りは、共同で利用するシステムは多分いろんな方が使われるので、それぞれがどこまでの権限を持っていて、誰が特別な権限を、特権とか管理者権限を持っているかという管理がすごく重要になるので、その整理を、確認のためにさせていただきたいのですけれど。

まず、2ページ目のほうで、一番上に市内公立小中学校教職員320人とおっしゃっているのは、4ページ目の学校施設管理者と学校配信者に。

【教育指導支援課課長補佐】 そういう形です。

【関口委員】 こちらの320人の方が、児童・生徒の登録、変更ができたり、閲覧できたりすると。配信者は、学校配信者ですね、これ。

【教育指導支援課課長補佐】 はい。

【関口委員】 その方たちが、登録できるということですね。

この施設管理者は学校の方のアカウント登録できるので、320人のうち、各学校に数名という形で、特に施設管理者を設定いただくという感じですかね。

【教育指導支援課課長補佐】 そうですね。原則として管理職を想定しておりますので、校長、副校長という形を想定しております。

【関口委員】 ここが管理者になるということですね。

【教育指導支援課課長補佐】 はい。

【関口委員】 次に、児童・生徒約4,600人、保護者は何名かいらっしゃるので最大1万8,400人ぐらいの方もアカウントを持って、児童・生徒もアカウントを持って、何らかのこのシステムにアクセスすることがある。このデータアクセス権限のところに児童・生徒がいないので。

【教育指導支援課教職員係主事】 児童・生徒は、アカウントを持って何か学校のほうに連絡をしたりということは想定されていません。

児童・生徒の情報を基に保護者様を登録するというものになっておりますので、この保護者の各利用者というところは、市内小中学校在籍の児童・生徒の保護者、約4,600人から1万8,400人を想定しております。

【関口委員】 では、こちらの学校の施設管理者のところにある児童・生徒の登録、変更というのは、情報のみであってアカウントではないということですね。

【教育指導支援課教職員係主事】 そうですね。

【関口委員】 ちなみに、保護者のアカウントはどなたが登録を。御自身で登録される形ですか。

【教育指導支援課課長補佐】　　そういう形ですね。

【関口委員】　　はい。ありがとうございます。

最後に、システム利用人数のところの市内学校関係者とおっしゃっているのが、教育委員会、エリア管理者、地域の学校関係者になりますか。

【教育指導支援課課長補佐】　　こちらが、教育委員会の人間もちろんこの中に含まれているのですけれども、そのほかに、学校に関して言えば地域の協力者という方がいっぱいいらっしゃいまして、学校の通学路を守っていただいている方とか様々いらっしゃいますので、そういう方々にもこの情報を、今までもそうなのですが、配信をして情報を伝達しておりますので、その方々も登録していただく人数として、市内学校関係者というのを想定している形になっております。

【関口委員】　　なるほど。幼稚園職員というのも同じような感じなのですか。

【教育指導支援課課長補佐】　　そうですね、はい。そういう形です。

【関口委員】　　ちなみに、その方たちは御自身でアカウントを登録されるのですか。

【教育指導支援課課長補佐】　　保護者以外の登録につきましては、御自身ではなくて施設管理者のほうで登録するという形に。

【関口委員】　　学校の施設管理者。教育委員会ではなく学校の施設者が登録。

【教育指導支援課課長補佐】　　そういう形になります。

【関口委員】　　この申請した方の登録を、この人はオーケー、NGというのは、学校管理者の判断に委ねられる。

【教育指導支援課課長補佐】　　判断になります。はい。

【関口委員】　　なるほど。分かりました。

この学校関係者の方たちの権限は、そうすると、保護者は多分御自身のお子さんの情報しか見られなくて、学校関係者は、御自身の学校の生徒さんの情報が見られると思うのですが、この地域の学校関係者というのは、登録した学校の全児童の情報が見られるような権限になりますか。

【教育指導支援課課長補佐】　　基本的にこのシステムに関しましては、チャンネルと言ってそれぞれかなりカテゴリーがあるのですね。学校全体へ配信するもの、クラス単位であったり、学年単位であったり、また地域の関係者というチャンネルがありますので、配信を受ける側につきましては、その学校の児童・生徒の情報が見られるという状態にはないのですね。あくまで今までどおり、「すぐメール」と同じように情報が配信されるというだけでして、その学校に登録されている、さらに先の、子どもたちがどれぐらいいるとか、どういう方がいるという情報にアクセスはできないものです。

【関口委員】　　なるほど、分かりました。お話を聞いていると多分整理されているのかなと思うのですが、少し資料から分からなかったので確認させていただいたのですが。多分、こういうシステムを使うときは、その辺りの権限の整理と管理がすごく重要で、多分データセンターとか、AWSとか、バイザーとか、その辺りはきちんとしっかりしているのだと思うのですが、最後はアカウント乗っ取りとか、そういう話になってくるので。

【教育指導支援課課長補佐】　　そうですね。私どもも今、これから導入というか、実際に開始という形になりますので、そこにつきましてはしっかり整理していきたいと思っております。

【関口委員】　　そうですね。その管理をきちんといただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

【教育指導支援課課長補佐】　　ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【中村委員】 では、中村から質問させてもらってもよろしいですか。

【石居会長】 はい、お願いします。

【中村委員】 保護者、利用者が、この「すぐーる」に何か情報を入力しようとする場合、ここに書いてある出欠席と健康観察以外に、どのようなことを入力、送信することができるのですか。この健康観察等の「等」の中身が知りたいです。

【教育指導支援課課長補佐】 健康観察につきましては、こちらとして現状考えているのは、体温だけというふうに想定しておりまして、もし体温が異常値、例えば学校側で設定した37.5以上が異常値ということになれば、そのときには今の状況について、選択式ではなくてフリーに記入していただくということを想定しております。

【中村委員】 この健康観察等の「等」は、健康情報以外に何が入力できるのですか。

【教育指導支援課課長補佐】 健康観察等につきましては、内容としては、アンケートと、この健康連絡帳、まさにこの1ページに書いてある表の内容だけでして、それ以外に何か、例えばLINEみたいな形で双方向でやり取りできるような情報というのはできないシステムになっておりますので、特段、ほかにないかなというふうに思っております。

【中村委員】 例えば、うちの子どもがクラスでいじめられているのではないかみたいなことを、学校の先生に伝えるような機能は、あたりはしないのですか。

【教育指導支援課課長補佐】 これに関しては、完全なる双方向の情報をやり取りするシステムではなくて、あくまで健康観察とかアンケートとか、そういった限られたことだけ保護者から送信できるというものになっておりまして、LINEとかそういった形での双方向で常に情報をメールとかいただくようなシステムではないです。

【中村委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 先ほど関口委員から御指摘があった点と関連するのですけれども、今回の場合は、従来の「すぐメール」のように一斉配信以外の情報についても、チャンネルというふうにおっしゃっていましたが、対象者を絞った情報配信というのを一つのシステムに統合するという点が、システムとしては新しいというふうなことを、さっき伺ったのですが。そうすると、一つのシステムで、全員に配信すべきものと、個別に配信すべきものと、個々のクラス単位で配信すべきものというふうなことで、運用上、間違えるというふうなリスクがあると思うのですが、その辺りについてはどのような手だてを考えられているのでしょうか。

【教育指導支援課課長補佐】 今までもそうなのですが、「すぐメール」でもそうなのですが、基本的には送る側と送られる側、保護者ですね、それだけではなくて、CCとかいう形で各校管理者とか施設管理者、校長とか副校長ですね、また市の教育委員会の指導主事とか、そういった辺りに、必ず複数に送るという形を想定しておりまして、間違えて送信したということになれば、そこで確認はできますし、基本的にはその前に校長か副校長のほうで、これを送りますということ、まず承認を得てから送っているという状況になっていますので、間違いのないようには、今までも送っているし、これからもそういった形で取り扱っていかうかと思っております。

【中川委員】 今までは一斉配信メールだけだったと思うのですが、これからは、例えば地

域の方に送るべきでない情報等も出てくるというふうにするので、その辺りの配信のやり方について、少し注意いただいたほうがいいのかなどというふうには。

【教育指導支援課課長補佐】 事前に、必ず、教員とか、小さなグループ、チャンネルであったとしても、個別に勝手に送らないというルールはこれからつくっていかうと考えておりますので、必ず管理職による事前承認を得てからの送信という形を、これからも考えていきたいと思っています。

【中川委員】 あと、先ほど学校施設管理者に関して、児童・生徒の情報の登録、変更、削除等を管理職、校長、副校長を想定して行うということなのですけれども、これ、事務の委任というようなこととかは想定してないということ、管理職御本人が必ずやるということですか。

【教育指導支援課課長補佐】 当初の年度更新とか、例えば小学校、中学校入ったときは児童・生徒の数がやはり圧倒的に多いですので、そこに関しては、システムに明るいか、この「すぐる」の担当である教員であったりとか、また、4校に1名、ICT支援員という者がおりますので、その者の助けを借りながらという形でやるということは想定しておりますが、もちろんそこには管理職が、何も見ないでやるというわけではなくて、必ずそこも承認を得たり、最終的な責任はそこで取っていただいた上でやるという形を考えているところです。

【中川委員】 そうしますと、データアクセス権限として先ほどお話もありましたけど、実質的には管理職以外の職員が、児童・生徒の登録情報について深く触れていくというふうなことも想定されているということですか。

【教育指導支援課課長補佐】 そうですね。現状としては、理想としては当然、校長、副校長というところで完結したいところなのですが、そこで収まらない、年度当初とかそういったところに関しては、学校長の判断で権限を教員に少し拡張というか譲って、そこで登録作業をしていただくということは、こちらとしても許容はしていきたいかなと思っています。

【中川委員】 そうなりますと、やはりこのデータアクセス権限、施設管理者と配信者で区分されているようですので、実質的に施設管理者の範囲というものが広がり過ぎないような形で、事務の委任等をする場合にはこういった範囲で行ってくださいとか、行うようにする等の手だてが必要になってくると思いますので、その辺り、よろしく願いいたします。

【教育指導支援課課長補佐】 はい。

【中川委員】 あと、保護者のほうから、利用したくないというふうな申出があった場合はどうなるのでしょうか。

【教育指導支援課課長補佐】 基本的にこちらは任意でやっておりますので、保護者がどうしても嫌だということになれば、今までどおりの紙でのやり取りということ想定しておりますが、やはりシステムも、紙でも送るということになるとう負担が2倍になってしまいますので、できる限りは登録をお願いしたいというふうには考えております。

【中川委員】 分かりました。事実上、お願いをするということになりますと、学校に通わせる限りは、保護者としては従わざるを得ないというふうなことになると思いますので、そうなりますと、任意性というのは形骸化する可能性が非常に高くなりますので、お願いはしますけれども、任意のものであるというふうなことは、きちんとお伝えしていただけるとよいと思います。

【教育指導支援課課長補佐】 登録のお願いをする通知につきましては、その旨必ず1行入れて、送りたいと思っています。

【中川委員】 といいますのも、この利用者の責任の所在のところで、自己の責任と判断に基づい

て利用するというようになっておりますので、やはり一定の責任を、保護者の方も負うという仕様になっているところを鑑みても、やはり実質的に保護者の側に責任を負わせかねないような形での運用が行われるというようなことは慎まれるべきというようなことになると思いますので、よろしく願いいたします。

【岸委員】 保護者さんが1つの家庭につき、4つまで登録できるということだと思っておりますけれども、そうしますと、例えば、お父さんとお母さんがそれぞれ登録されて、お母さんが子どもの欠席連絡をしたとしたら、お父さんはそれを把握できるということになるのですか。

【教育指導支援課課長補佐】 そういう形です。

【岸委員】 ちなみに、欠席連絡なんかも、本当に欠席するだけの連絡ということですか。連絡帳とかだと、少し喉が痛いので休ませますとか書いたりすると思うのですが、そういう自由記述欄は一切ないような感じでの欠席連絡という感じですか。

【教育指導支援課課長補佐】 欠席につきましては、一応こちらで想定している項目がありまして、風邪であったりとか、そういったことを選択できるように。で、それ以外の当てはまらない場合はその他ということで、記述ができるように自由記述欄を設けると。

【岸委員】 そういうのも含めて、お子さんが共通であればほかの保護者であっても見られるというような状況。

【教育指導支援課課長補佐】 そうですね。1人の子供IDにつきまして4名登録できるので、4名の中では見られるという形です。

【岸委員】 それは、例えば小学校入学時に登録して、6年はずっと持ち上がりで継続されると。

【教育指導支援課課長補佐】 はい、そういう形です。

【岸委員】 さっきのお話にもありましたが、途中でやめたいという申出があった場合などは、申出があればそれを受け入れてということになりますよね。

【教育指導支援課課長補佐】 そういうことです。

【岸委員】 少し私の業務とも関係してくるのですが、例えば小学校入学時には普通にお父さんとお母さんを登録して、小学校2年か3年ぐらいで離婚だなんだといって、片方が別居したと。実は転校したとか、してないとか、いろいろその情報を隠したいとかいう話が来たりすることが多分あるのではないかと思いますので、そういう場合の対応というのはどういう感じになりますか。

【教育指導支援課課長補佐】 もちろん親権というか、そういうところも情報を踏まえて、学校と我々教育委員会と、連絡を密にして行政的に、例えば別れたお父さんであったり、お母さんであったり、どちらかの登録を削除するというのも当然あるとは思っています。また、それでIDとかそういったことが知れている場合もございますので、その際は改めて子供のIDを振り直して再度登録していただいて、既存のIDを削除して、その持っている情報では登録できないような形ということも考えております。

【岸委員】 実際問題多いのは、別居はしたけど、まだ離婚は成立していないみたいな、そういう中途半端な状況が多分一番悩ましいところなのではないかとは思っておりますけれども、そういう場合も、今までと同じような感じで対応はしていくと。

【教育指導支援課課長補佐】 そうですね。状況を踏まえて学校のほうでも、そこで両方に送るべきなのか、また当事者が両方には送ってほしくない、見られるような環境にしてほしくないということがあれば、そこは事情を踏まえて取り扱っていきたいと思っております。

【岸委員】 多分、DVとかで逃げた人にとっては、そのお子さんの情報が漏れるとなったら非常にまずいことになると思うので、その辺り御配慮いただければなどは思います。

【教育指導支援課課長補佐】 はい。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。

【関口委員】 追加でもう1点、すみません、確認させてください。

5ページのところで、情報漏えいのリスクの分析をしていただいている、2番目の項目で教職員の使用する端末はウイルスソフトが導入されておりとあるので、こちらの学校に設置している端末のお話かなと思うのですが、教職員の方は320人ぐらいアカウントを想定されていますが、この方たちは、個人のスマホからはアクセスできないような制限というのはされていますか。

【教育指導支援課課長補佐】 スマホからは、こちらから送るシステムにはなっておりませんので、学校の端末から送る……。

【関口委員】 (セキュリティに係る質問)

【教育指導支援課教職員係主事】 (セキュリティに係る回答)

【関口委員】 ルールは設けていらっしゃるということね。このシステムって、名簿のダウンロードとかできたりする機能はありますか。

【教育指導支援課教職員係主事】 出欠席の情報ですとか、ダウンロードすることは可能となっております。

【関口委員】 (セキュリティに係る指摘)

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

では、私から幾つか伺えればと思うのですが。1つは、既存の「すぐメール」は管轄が違うということなので、お分かりにならないところもあるかもしれないのですが、既存のシステムを利用している段階では、基本的には全ての児童の保護者の方が参加をされていたのかどうかということと、既存の運用の中で、例えば参加をする、しない、したくないというようなことをめぐってであるとか、何かトラブルのようなこととか、懸案になったようなこととかはなかったのかというのが、もしお分かりになりましたら教えていただければと思うのですが。

【教育指導支援課課長補佐】 当然、既存の「すぐメール」を使うに当たっても、登録ということをしていただく必要がありますので、今回の「すぐーる」と同じように登録をしたくないという方も想定されるかと思うのですが、現状として我々のほうで、どうしても嫌だ、どうしても渋るという方を伺っているということはないと。聞いておりません。

ただ、必ず全員登録しろというような状況には、「すぐメール」の段階でもしておりませんので、あくまで任意という形にしておりますので、そういった問題が生じてないのではないかというふうには思っております。

【石居会長】 分かりました。

あと、今回の「すぐーる」のほうですが、利用登録はもう、期限を切らずに随時、もちろんやめる方もいらっしゃるのでは、基本随時だと思うのですが、もうとにかく随時で、登録もいつでもという形にされるのですか。

【教育指導支援課課長補佐】 そうです。できる限りは早めに登録をしていただきたいとは思っておりますけれども、あくまでお願いという形で、随時登録という形は可能ですが。

【石居会長】 これ、運用していく中では、毎回配信するときに登録されていない方を確認して、

その方には別ルートでお知らせしなければいけないということになると思うので。

【教育指導支援課課長補佐】 当然、クラス全員の保護者が登録されていないということが分かるようでしたら、毎回それを確認せざるを得ないなと思っております。

【石居会長】 そうすると、大分手間は増えるのですね。はい、分かりました。

あともう一つは、児童・生徒情報を、転入時に紙データで保護者から学校のほうへ提供してもらって、そこが最初の登録の出発点になるということだと思っておりますが、データは卒業後1年間の保持ということでしたが、紙のほうの管理とか保管期限というのは、データと同様でしょうか。

【教育指導支援課課長補佐】 転入者につきましては、あくまで学籍の担当のほうで転入が把握できるという形ですので、保護者から何か転入通知とかいうものを私たちのほうで入手するということはございませんので、学籍上、学校のほうで転入生が1人増えたということになれば、そこで子どものIDを発行して、保護者の方に登録を依頼するという形ですので、何か転入者情報といった形での通知を、この情報システムを使うことによって得るということはないと。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、これも確認なのですが、3ページの上のほうにある表、転入学時、利用登録時、システム利用中と分けていただいているのですが、保護者が利用登録時に自ら登録をするというのは、この利用登録時のところにある内容ということでよろしいですか。

【教育指導支援課課長補佐】 そういう形です。はい。

【石居会長】 分かりました。それ以外、一番上は学校側でのということですね。

【教育指導支援課課長補佐】 まず子どもの情報を学校側で、転入学時の欄の情報を入力するという形になります。

【石居会長】 それが登録手順書という形で保護者に届いて、保護者がそれに従って利用登録時の情報を登録すると。

【教育指導支援課課長補佐】 そうです。保護者の氏名、続柄とメールアドレスを入れていただく。

【石居会長】 なるほど。はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

ではそうしましたら、答申の取りまとめに移りたいと思います。

まずはお1人ずつ御意見を伺います。

では、関口委員。お願いします。

【関口委員】 非常に必要な取組だと思いますので、重要性も認められますので、導入に関しては異議ございません。

ですが、先ほど幾つか質問させていただいたとおり、アカウントの管理ですとか、端末の管理という、結構運用中に求められる注意が多いと思いますので、ぜひ常に改善と監視ですね、やはり。運用に注意していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。

岸委員、お願いします。

【岸委員】 私も必要性が高いことはよく分かりますので、お認めしてよろしいかと思っております。

関口委員と同じで、いろいろ気を配りながら運用していかないと、そこはなかなか大変なことだと思いますけれども、毎回毎回、何重にもチェックして、頑張っていただければと思います。

【石居会長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 公益性、必要性の非常に高いシステムだと思われます。一方、想定されるリスクが、この5ページの表に書いてあるものに尽きないのではないかという気がします。運営しながら、いろいろな問題に直面するのではないかということを考えています。それに適切に対応するというのを含めて、合理性を担保していただきたいと思います。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

中川委員、お願いします。

【中川委員】 結構だと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

私もお認めしてよろしいかと思えます。

皆様から御意見が出た中でやはり大事だなと思ったのは、一つは、管轄違いではありますが、旧システムの蓄積されたデータを確実に破棄していただくということ、それから、どなたがどこまでの権限を持つのか、また、運用の中でその権限が不用意に広がらないようにしていくための範囲の確認ですね。あと、最後は、これが一番大変かもしれませんが、ルールに加えて、その運用の中できちんとルールが守られることを定期的に監視していくというようなことが必要になるかと思えますので、その辺りに御注意いただくということを少し付言させていただく形で、お認めしたいと思います。

どうもありがとうございました。

【教育指導支援課課長補佐】 ありがとうございました。

【教育指導支援課教職員係主事】 ありがとうございました。

(説明者退室)

【石居会長】 それでは、4のその他です。この書類の紛失の件と、議会のほうの御報告ですかね。よろしく願いいたします。

【事務局】 はい。よろしく願いいたします。席を外してしましまして、申し訳ございません。

現在、議会のほうが少し止まってしましまして、紛糾して。質疑とかではないのですが、議員同士の発言の関係で、今止まって、まだ採決まで至ってないというところでございます。申し訳ございません。

総務文教委員会では、先ほど少し話しました3時間強の審査の結果、修正案が出されましたが、原案が多数で可決されております。今現在、最終本会議で審議中ということで、討論を聞く限りでは原案可決という方向で、おかげさまで進んでおります。議員の皆様も、当審議会については非常に感謝申し上げておりましたので、御報告させていただきます。

それでは、しょうがいしゃ支援課の障害者手帳につきまして、お手元の今日机上配付させていただいた資料でございます。中村委員は、本日配付になりましたので、資料がお届けになっていなくて申し訳ございません。ホームページにも載っております。

表面を申し上げさせていただくと、「個人情報に記載した書類の紛失について」ということで、東京都立中部総合精神保健福祉センターが発行した、精神障害者保健福祉手帳及び関連書類のうち、国立市在住12名分、手帳9枚、記載変更事項3名分の一覧表について、東京都から国立市に送付される過程で紛失する事故が発生しましたので、お知らせしますということで、御案内が載っております。

詳細は裏面のほうになりますけれども、1番のところまでは割愛させていただき、紛失の経緯です。

本年12月6日、センターから国立市含む20市宛ての手帳を、市ごとのバッグに分け、施錠、封入し、都庁を経由し発送となっております。同月14日、国立市から東京都へ該当の手帳が届いてないとの連絡があり、所在不明となっていることが判明。東京都及び国立市において、関係箇所を捜査、12月15、16日、捜査を継続するも、現在も所在不明となっております。

紛失した個人情報、12名の氏名、生年月日、住所、障害等級及び御家族1名分の氏名。

事故の対応についてです。国立市から対象者に連絡を取り、謝罪及び説明を既に全件済ませております。原因の究明及び再発防止に取り組むとともに、個人情報の適切な管理を改めて徹底いたしますということで、国立市のほうはホームページに、東京都と国立市の連名で載せてあるものとなります。

ただ、途中で落とすことはまずあり得ない。交換便のほうは私ども所管でやっていますが、運ぶときも人間ですが、ひもで結わえて、実際にはチャックが開かない状態での持ち運びですので、途中で紛失ということはまずあり得ない。

ではどうかというと、センターは業者を使って件数把握をして、都庁のほうの交換センターに運び出します。それで、そこから都庁の配送センターが各市に振り分けるのですけれども、そこで他市に間違っていないかということで、一斉に23区26市は通知を、メールなりを出していると聞いております。

市のほうにおいても、私どもの部署としようがいしゃ支援課、何度も何度も確認しているのですが、見つからないという状況で現在に至っております。

郵送方法については、既にもう改善をしております、全て書留で行う、もしくは特定記録郵便で追える形を取るということで、東京都と協議が済んで、その対応になっております。そこが今後確定しましたら、情報セキュリティ委員会がありますので、そちらに報告、決裁とともに、審議会のほうにも御報告を改めてさせていただきたい。

急を要しましたので、本日ちょうど会議がありましたので、口頭ですが、報告をさせていただいております。

取り過ぎ、以上となります。申し訳ございません。御報告です。

何かありましたら御質問等いただければ。

**【石居会長】** ありがとうございます。

では、御質問等ございましたらお願いいたします。

**【関口委員】** 改善もまだ御検討中だと思うのですが、今の御説明を伺いまして、郵送については改善と御報告をいただきましたが、お話を伺っていると、郵送中に紛失はあり得ないとおっしゃっていて、東京都から市に振り分けのところとおっしゃっていたので、もしそこに原因があるのであれば、その管理の仕方の改善が必要だと思いますので、少し改善ポイントを御検討いただいたほうがいいかなと、お話伺っていて思いましたので、その辺りも、根本原因の究明と併せて御検討いただければと思います。

これは東京都と各市区町村が連携して、もう仕組みがつくられているものということですか。

**【事務局】** そうですね。ただ、都庁交換便ということで、おっしゃったとおりやっているのですが、実際にはその交換便はやめている市もございます。ですので、費用面と安心安全面でどうかというところで、実は情報セキュリティ対策基準のほうで、最重要情報については痕跡が追えるようにという規定がありますので、今後全庁的に、個人情報が含まれている最重要情報については書留、特定記録郵便で、交換便は使わないという形を組んでいってはどうかということで、庁内全体で調整を図

っていきたいと考えております。

【関口委員】　そうですね。郵送は追跡可能が大前提かなど。コストもあれなのですけどね。

【事務局】　そうですね。交換便のうちの職員も10年のベテランで、これまでこういったことが一切なくて、運搬中ではまずあり得ないというふうに、私どもは、確定はないのですけれども、認識はしているというところで御理解いただければと思います。

【石居会長】　ほかにいかがでしょうか。

【岸委員】　都庁交換便というのが、私、よくつかめてないのですけれども、どういうシステム。

【事務局】　まず、市から東京都に郵便物がある場合、うちで会計年度任用職員を採用してまして、例えば都庁に何件配送というのを件数カウントして、人がバッグに入れて、電車で運んで、東京都に持って行く。それで、帰りに、逆に国立市に対する東京都からの通知文があった場合は、それを受け取って、持って帰ってきて、各課に振り分ける、このような作業をやっているということです。

【岸委員】　市の職員さんが、人力で運んで持って行くという形。

【事務局】　そうですね。会計年度任用職員ですけれども。

【岸委員】　それで、今回の場合は、東京都の方がそれをやるはずだったということですか。

【事務局】　あくまでも、行き帰りは市の会計年度任用職員で、都庁のほうで振り分けるのは都の職員ということになります。各市に振り分けるというのは、持ち運びはこちらの職員が行うと。

【岸委員】　では、持ち運びで、本当だったらその方が持って帰るはずだったものの中に、それが含まれていなかったということですか。

【事務局】　可能性もありますし、あらゆる方向から検討しまして、持って帰ってきてあって、担当課へ持って行って、ぼんとどこかに置いて分からなくなっている可能性もあるということで、捜査を現在も続けていると。

【関口委員】　その市に振り分けた件数というのは、記録に残ってないのですか。

【事務局】　もらった件数、発送件数は把握しているのですけれども、では、しょうがいしゃ支援課に何件ということまでは、うちのほうは控えてなくて、東京都もちろん、物すごい数です。

【関口委員】　まずは東京都から国立市に振り分けられたかどうかというところの、先ほど言った記録が残っているかどうかですね。

【事務局】　そうですね。そこも確定の証拠はないので、何とも言えない。うちだけではなくてほかの市でも、実は発生している事象が去年ありましたので。

【関口委員】　その記録が残ってないのが、結構問題かもしれないですね。

【事務局】　そうですね。ですので、そもそも最重要情報の運びがどうかという見直しにはなりましたので、そこも改めて見直しをさせていただきたいと考えております。

【中川委員】　特定記録郵便や書留に変更するということは、これからは郵便局を使うということですか。

【事務局】　そうですね。配送経路が、特定記録ですと番号から全て、局に行った、担当部署に移ったという記録全てが確認画面にできますので、そういった方向でやっていく形です。

【中川委員】　都庁交換便というのは、個人情報が含まれるものについてはもう廃止すると。

【事務局】　そうですね。最重要情報であるものについては、対策基準でそうなっていますので、1回整理をして。

保険証なんかについては特定記録で全部やっていますので、恐らくそれほど多いものが都庁交換便

で使われているとは思えませんので、そこも含めて整理するところをさせていただきたいと思っております。

【中川委員】 郵便事故等も結構ありますけど。

【関口委員】 そうですね。

【中川委員】 なので、郵送に替えることが実質的な意味でリスク軽減になるかどうかというふうな。

【事務局】 確かに一般郵便ですと、そのリストは逆に大きくなる。だから特定記録、書留であれば、リスクは今よりは減少する、少なくなるかと。出したところから既に記録が全て追えますので。

【中川委員】 分かりました。

【石居会長】 ほかによろしいでしょうか。

なかなかコストの面とか、いろいろ大変だろうと。私も前職、町田にいた時代は交換とか関わっていたので、何となく雰囲気は分かるのですが。大変だと思いますが、ぜひ再発防止ということでよろしく願いいたします。

あと、日程調整以外に、何かございますでしょうか。

(日程調整)

【事務局】 ありがとうございます。

実は、前回も少し御説明させていただいた保護法の改正に伴う基本台帳ネットワークシステムに係る条例と、安心安全カメラ条例、こちらの取扱いについて、審議会のほうに改正もしくは廃止なのかというところの諮問を、やはりさせていただきたいと考えております。

安心安全カメラ条例の今の状況なのですけれども、こちらについては、私どもの職場のほうでも、係長のほうで今、かなり見ていまして、廃止ではなくて改正で行ける方向性が少し見えてきているところがございますので、その辺りも含めてお示しできればと思っておりますので、よろしく願いします。

議会の関係で申し訳ないのですが、もし諮問の日程がどうしても早くならなければいけないということであれば、委員の皆様、一番出席いただける方が多いところで御審議をいただければ幸いです。

以上でございます。

【石居会長】 分かりました。

ありがとうございます。

では、審議会のほうは以上ということになりますので、これで終了したいと思います。皆様、ありがとうございました。

— 了 —